

委託業務仕様書

1 業務名

令和7年度 企委第4号（仮称）静岡市森林経営管理計画策定支援業務

2 業務目的

本市の森林は市域の76%を占め、豊かな自然環境を育み、防災・環境保全において極めて重要な役割を果たしている。一方、近年、適正に管理されていない森林が増加しており、気候変動に伴う豪雨や台風の影響による山地災害が頻発・激甚化していることから、森林の有する公益的機能である水源涵養機能や根系による表層崩壊防止機能等の維持増進が必要となっている。

このような状況を踏まえ、市内森林を「環境林」と「循環林」に区分し、区分に応じた経営管理を新たに行うため（仮称）静岡市森林経営管理計画（以下本計画）を策定する。

本業務は、森林分野における総合的な施策展開の方向性や施策指標を検討し、環境審議会等での意見聴取、パブリックコメントでの市民意見を反映した計画の策定を支援するものである。

（仮称）静岡市森林経営管理計画の概要

（1）計画の位置付け

本市総合計画の分野別政策を具体化する分野別計画として位置付ける。

（2）計画期間

令和8年度から令和17年度までの10年間を計画期間とする。

4 施行場所 静岡市内

5 施行期間 契約日から令和8年3月31日

6 計画の策定方針等

本計画の策定にあたっては森林林業政策に精通した有識者から意見を伺うために「静岡市持続可能な森づくり研究会」（以下、「研究会」という。）を設置し、次に掲げる「研究会で協議される事項」「基本的な考え方」を踏まえて本計画を策定する。

（1）研究会で協議される事項

- ①環境林と循環林の基本的な考え方。
- ②環境林と循環林のゾーニングの基本方針。
- ③環境林の管理方針。
- ④循環林の管理方針。
- ⑤持続可能な森林管理のための施策。
- ⑥本計画の推進体制と評価方法

（2）基本的な考え方

「第4次静岡市総合計画」、「静岡市森林整備計画」、「第3次静岡市地球温暖化対策実行計画」、「南アルプスユネスコエコパーク管理運営計画」、「静岡市みどりの基本計画」など、既存の関係計画の管理・整備方針を確認し、整合性を図っていくものとする。

7 委託業務内容

(1) 「静岡市持続可能な森づくり研究会」協議内容の取りまとめ

研究会に出席、もしくは音声データをもとに協議内容の取りまとめを行う。研究会は令和7年4月から令和8年3月まで全11回の開催を想定しているが、そのうち、計画の策定に関わる4月から10月（予定）までの協議内容を取りまとめる。受注者は上述した既存の関係計画との整合性や計画作成にあたり検討すべき事項があれば発注者へ提言を行う。

(2) 計画の策定支援

①研究会での協議・検討内容、静岡市の現況、他都市における事例や状況、関係法令・計画の整備を行い、本市との協議結果等に基づき、別表1に示す計画の項目（案）を踏まえ、計画の原案、及び原案の内容をA3判2項程度（A4判4項程度）で要約した概要版を作成する。

②計画の原案、及び概要版を作成後、これらのパブリックコメントを本市にて実施する。その結果を反映し、計画案、及び計画案の概要版（A3判2項程度（A4判4項程度））を作成する。

(3) 報告書取りまとめ

(1) から (2) の業務内容、及び検討結果をもとに、報告書の取りまとめを行う。

8 委託者・受託者打合せの実施

本業務を実施するにあたり、本市職員とオンライン又は対面での協議を行うほか、必要に応じて随時、電話及び電子メール等の手段を用いた協議を行うこと。

9 成果品

(1) 実施報告書（電子データ：一式、紙媒体：1部）

(2) その他業務により生じた資料 一式

10 その他

仕様書に定めるもののほか、必要な事項は委託者と受託者が協議して決定することとする。

別表 1

計画の項目 (案)

(森林経営管理課)

1 計画の目的と基本方針	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 背景 (伐採しても採算が合わないことから荒廃した人工林が増加) ・ 本計画の目的(経済価値や環境価値を有する森林を将来世代につなげる) ・ 環境林と循環林の基本的考え方 環境林: 自然環境や防災機能などの公益的機能の高度発揮を目指す。 循環林: 森林の有する公益的機能に配慮しつつ、木材生産を主体として資源の循環利用を行う。
2 環境林と循環林のゾーニング	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ ゾーニングの基本方針(地理条件・生態系・林業の適性を考慮) ・ ゾーニングの具体例(GIS を活用した区分の明示、多面的機能を考慮) ・ 水源保全地域 → 環境林 ・ 土砂災害危険地域 → 環境林 ・ 木材生産適地 → 循環林 ・ 集落周辺 → 環境林 ・ 管理主体の明確化
3 環境林の管理方針	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管理の基本理念(生物多様性保全・水源涵養・土砂災害防止) ・ 具体的な管理手法 <ul style="list-style-type: none"> ・ 適切 (低頻度) な間伐 (皆伐はせず、公益的機能の向上を考慮) ・ 下層植生の保全 (採光の促進など) ・ 植生への被害対策 (シカの食害・防鹿柵の設置など) ・ 自然遷移の促進 (針広混交林、樹種転換、天然更新など) ・ 地域住民・市民参加の促進(環境教育・エコツーリズム・ボランティア活動) ・ 木材生産を前提としないカーボンクレジットの創出 ・ モニタリング体制の整備(定期的な生態系調査・水資源調査) ・ 行政・民間事業者等との協力体制のもと、研究機関・市民団体と連携 (森林所有者に一定程度の負担、公平性の確保など考慮)

4 循環林の管理方針	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管理の基本理念(計画的な伐採・再造林、持続可能な木材供給) ・ 具体的な施業方針 <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画的な主伐・再造林の実施 (森林整備計画を考慮) ・ 適正な木材取引の促進(価格の透明化、木材流通の円滑化→プラットフォーム構築) ・ 効率的な森林施業の推進(作業道の整備・機械化) ・ Jクレジット制度の活用 (国内の動向を注視) ・ 森林所有者・林業事業者・民間事業者の協力体制を構築
5 持続可能な森林管理のための施策	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林施業の支援制度(技術指導など) ・ 人材育成の仕組みづくり ・ 市産材利用の促進(地元工務店との連携・公共建築物への活用) ・ 市民・企業の参画促進(パートナーシップ、森林ボランティア、CSR 活動) ・ 研究機関、民間事業者との連携による管理技術の向上
6 計画の推進体制と評価方法	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林経営管理の実施体制(地域・森林所有者・林業者・関係団体・研究機関・行政などの役割分担) ・ 進捗管理と評価方法(KPI の設定、定期的なモニタリング・見直し) <ul style="list-style-type: none"> ・ PDCAサイクル(計画→実施→評価→改善) <ul style="list-style-type: none"> ※ 木材情報共有システムなど (短期的に結果が見える取組) ・ OODAループ (観察→方向づけ→意思決定→実行) <ul style="list-style-type: none"> ※ 気候変動による森林被害対策など (変化の速い状況) ・ 順応的管理 (予測→継続的なモニタリング評価・検証→見直し) <ul style="list-style-type: none"> ※ 多様性の不確実性を認め、管理する。